

中国のグリーン税制

Issue 4, October 29, 2021

In brief

中国では、経済発展とともに、持続可能な発展を促進するグリーン政策・税制を相次いで打ち出しています。2018年1月1日に環境保護税法が、2020年9月1日に資源税法が租税実体法として施行されました。

中国政府は、「2030年に二酸化炭素の排出量はピークに達し、2060年までにカーボンニュートラルを実現する」と公約しており、第14次5カ年計画においても「グリーン転換への加速化」を目標に掲げているため、今後、さらに関連する政策・税制を推し進めることになると考えられます。

本ニュースレターでは、環境保護税および資源税の概要を主に解説します。

In detail

1. 環境保護税

従来、中国では環境保護法をもって汚染物排出に対して費用を徴収してきました。しかし、厳格に執行されなかったため、「税負担平移」、(従来の費用徴収方式から課税方式へ変更してもなお納税義務者のコスト負担が従来と同等)の考えのもと、環境保護税法が新たに制定されました。環境保護税法は、2018年1月1日に施行され、これ以降、環境保護に係る諸費用の徴収は税金を徴収する方式へ変更されました。なお、炭素排出は、環境保護税法に組み込まれていません。

(1) 納税義務者

中国領土内および中国の管轄下にあるその他の海域において、課税汚染物質¹を環境に直接排出する企業等が環境保護税の納税者となります。

(2) 課税項目と税額計算

課税項目	税額計算	備考
大気汚染物質	1.2~12 元/当量値	地域によって適用される税額計算基準が異なる
水汚染物質	1.4~14 元/当量値	同上
固形汚染物質	5、15、25 または 1,000 元/トン	汚染分類によって適用される税額計算基準が異なる
騒音	350~11,200 元/月	騒音基準の超過分に対する累進課税

(出所: 中国環境保護税法をもとに当法人が作成)

(3) 申告納税期限

納税者は、月次申告の場合には翌月15日、四半期申告の場合には四半期ごとの最終月の翌月15日までに申告納税する義務を負います。

¹ 課税汚染物質とは、大気汚染物質、水汚染物質、固形汚染物質および騒音を指し、「環境保護税課税項目および税額基準表」ならびに「課税汚染物質および当量値表」に定められている項目です。

2. 資源税

資源税は、従来、資源税暫行条例（以下、条例）を根拠に徴収されていましたが、2020年9月1日以降は、条例の規定を踏襲し新たに制定された資源税法を根拠に税金として徴収されています。資源税法は、従来の条例と比較すると、対象範囲がより拡大され、納税地および納税期限等が明確になりました。環境保護税が汚染物質等の排出に税金を課すことに対して、資源税は鉱物資源等の採掘等に対して税金を課します。

(1) 納税義務者

中国の領土内または中国の管轄下にあるその他の海域において、課税対象資源を採掘等している企業および個人が資源税の納税義務者となります。

(2) 課税項目と適用税率等

全課税項目 164 項目のうち、158 項目は従価課税方式（販売価格に一定の適用税率を乗じて税額を算出する方式）のみによって税額が算定され、残り 6 項目は従価課税方式と従量課税方式（販売数量に対する一定の適用額として算出する方式）の選択適用が認められています。主な課税項目は以下の通りです。

課税項目		課税対象	従価課税方式の適用税率	従量課税方式の課税標準（従価課税方式と選択適用が可能）
エネルギー 鉱産	原油	原鉱石	6%	-
	天然ガス等	原鉱石	6%	-
	石炭	原鉱石、選鉱鉱石	2~10%	-
	炭層ガス、その他	原鉱石、選鉱鉱石	1~20%	地熱はm ³ 単位あたり 1~30 元
金属 鉱産	鉄金属 （鉄、マンガン等）	原鉱石、選鉱鉱石	1~9%	-
	非鉄金属 （銅、鉛等）	原鉱石、選鉱鉱石	2~10%	-
非金属 鉱産	石灰、粘土等	原鉱石、選鉱鉱石	1~12%	石灰石はトン（またはm ³ ）単位あたり 1~10 元、粘土はトン（もしくはm ³ ）単位あたり 0.5~5 元
	大理石、砂利等	原鉱石、選鉱鉱石	1~10%	砂利はトン（またはm ³ ）単位あたり 0.1~5 元
天然水、 ガス	二酸化炭素ガス、 ラドン、天然水等	原鉱石	1~20%	天然水はトン（またはm ³ ）単位あたり 1~30 元
塩	ナトリウム塩等	原鉱石	3~15%	-
	天然塩水	選鉱鉱石	3~15%	天然塩水はトン（またはm ³ ）単位あたり 1~10 元
	海塩	原鉱石	2~5%	-

（出所：中国資源税法をもとに当法人が作成）

(3) 申告納税期限

納税者は、月次申告の場合には翌月 15 日、四半期申告の場合には四半期ごとの最終月の翌月 15 日までに申告納税する義務を負います。

3. 炭素排出権取引について

カーボンニュートラルに係る炭素排出権取引は、2013 年に深セン市、上海市、北京市、天津市および広東省を限定として試験的な運用を開始し、2021 年 7 月には全国に本格的に展開されています。なお、炭素排出権取引に係る会計処理の取扱いは財政部より公布されていますが、税務上の取扱いは今のところ公布されていません。

4. 環境保護に関連する諸優遇政策

中国企業所得税法において、以下の環境保護に係る優遇政策が規定されています。さらに、中国政府は引き続き環境保護を奨励しているため、地方政府レベルでの財政補助金等を設けている場合が少なくありません。

中国企業所得税法における環境保護に係る優遇政策

環境保護、省エネルギーおよび節水プロジェクトに従事する企業に対する3年免税・3年半額減税
環境保護、省エネルギーおよび節水、安全生産の専用設備投資への投資に関して、投資額の10%の税額控除(なお、控除しきれない場合には、以後5年間に於いて繰越控除が認められます)
環境保護に係る研究開発を含む研究開発費の所得控除

The takeaway

中国政府は、第14次5カ年計画において「グリーン転換への加速化」を目標に掲げているため、今後、さらに関連する政策を推し進めることになると考えられます。影響を受ける企業は、関連する税法等の改正を注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.